

保留地に係る権利の設定及び変更等の申告について

土地区画整理法施行規則第23条の改正に伴い、保留地のように登記のない土地等を目的とした権利の申告手続きが明確化されました。これにより、保留地の所有権を移転した場合や、借地権、担保権等を設定、変更した場合には、次の通り施行者に申告が必要となります。

(換地計画縦覧の公告の日から換地処分公告の日まで、審議会委員選挙期日の公告後20日を経過した日から選挙人名簿の異議取扱いの決定の公告の日までは、一部の申告は受理できません。)

○**保留地の譲渡**

- ①【**売買等**】保留地を譲渡した場合、譲渡契約後に遅滞なく届出してください。
提出する書類：権利譲渡届出書・図面（分割譲渡の場合）・誓約書・権利を証する書類
- ②【**相続**】保留地の所有権者に相続・合併等が発生した場合、遅滞なく届出してください。
提出する書類：権利譲渡届出書・図面（分割譲渡の場合）・誓約書・住民票又は法人登記証明書の写し（譲受人のみ）・印鑑証明書（全員、発行から3か月以内のもの）・戸籍謄本（発行から3か月以内のもの）・遺産分割協議書の写し（相続人が複数いる場合）

○**借地権（地上権及び賃借権）の設定、変更、消滅**

- ③【**設定**】保留地に建物所有を目的とした地上権又は賃借権を有した場合、遅滞なく届出してください。
提出する書類：借地権申告書・印鑑証明書（全員、発行から6か月以内のもの。以下同じ）
権利を証する書類
- ④【**変更・消滅等**】既に届出した借地権を譲渡、変更又は消滅した場合、遅滞なく届出してください。
提出する書類：権利変動届出書・印鑑証明書（同）・権利を証する書類
※権利を分割する場合は分割願、権利を変更する場合は変更願を提出

○**担保権の設定、変更、消滅**

- ⑤【**設定**】保留地に譲渡担保権等の担保権（保留地に係る特定した被担保債権を目的とした権利を含む）を設定した場合、遅滞なく届出してください。
提出する書類：借地権以外の権利の申告書・印鑑証明書（同）・権利を証する書類
- ⑥【**変更・消滅等**】既に届出した担保権を譲渡、債務者等の変更又は消滅した場合、遅滞なく届出してください。
提出する書類：権利変動届出書・印鑑証明書（同）・権利を証する書類
※権利を分割する場合は分割願、共同担保追加設定等権利を変更する場合は変更願を提出

○**その他**

- ⑦住所・氏名を変更した場合、届出してください。
提出する書類：住所等変更届出書・住民票の写し（発行から6か月以内）
- ⑧共有者の代表者を選任した場合、届出してください。
提出する書類：代表者選任通知書・印鑑証明書（同）
- ⑨代理人を指定した場合、直ちに届出してください。
(古河市外に居住する権利者が、古河市内に居住する人を指定した場合に限ります。)
提出する書類：代理人指定届出書・印鑑証明書（同）

※上記全ての書面について、権利者以外の方が届出人となる場合には、委任状が必要です。

※権利を証する書類は、契約書等（写し可）を提示してください。

※印鑑証明書は、必ず原本を持参ください。（提出は写し可）

※上記様式の一部は、古河市公式ホームページ内区画整理課のサイトに掲示しています。また、担保権にかかる一部様式は金融機関によっては別途定めている場合があります。